

1980年代経済社会の展望と指針

昭和58年8月

経済企画庁

1

29

1980年代経済社会の展望と指針

「1980年代経済社会の展望と指針」について

昭和58年8月12日

閣 議 決 定

政府は、別冊「1980年代経済社会の展望と指針」を昭和58年度から昭和65年度までの期間における経済運営の指針とすることを決定する。

流動的な内外諸情勢の中にあつて、本「1980年代経済社会の展望と指針」に掲げる政策の実効性ある推進を図るため、毎年、経済社会の展望と経済運営の指針についての検討を行い、その結果を政策運営に反映するものとする。

目 次

(総 論)

I	基本的役割と考え方	1
〔1〕	基本的役割	1
〔2〕	今回の「展望と指針」の重点	2
〔3〕	指針に沿った政策の実施と情勢の変化への弾力的対応	3
II	1980年代の歴史的な位置づけと変化の方向	5
〔1〕	戦後の世界と日本	5
〔2〕	1980年代の変化の基本方向	7
1	我が国をめぐる国際環境の変化の方向	7
2	経済の変化の方向	8
3	国民生活の変化の方向	9
〔3〕	求められる創造的安定社会の構築	11
〔4〕	創造的対応への発想	11
III	80年代経済社会の目指す方向と政策	13
〔1〕	創造的安定社会の構築	13
1	平和で安定的な国際関係の形成	13
2	活力ある経済社会の形成	14
3	安心して豊かな国民生活の形成	16
〔2〕	経済運営の基本的課題	17
1	適度な成長の下での完全雇用、物価の安定、対外均衡の確保	17
2	行政の改革と財政の改革	19

(各 論)

Ⅳ 政策の基本方向	25
〔1〕 完全雇用の達成と物価の安定	25
1 完全雇用の達成	25
(1) 施策の基本方向	25
(2) 具体的施策	25
1) 産業構造の転換と雇用機会の地域的不均衡への対応	25
2) サービス経済化等への対応	26
3) 技術革新の進展への対応	26
4) 本格的な高年齢者就業の推進	27
5) 女性の就業志向の高まり等への対応	27
6) 経済社会ニーズに即した職業能力の開発・向上等	28
7) 労働者福祉の向上	28
8) 労働分野における国際協力の推進	29
2 物価の安定	29
(1) 施策の基本方向	29
(2) 具体的施策	30
1) 総需要管理政策の適切な運営	30
2) 競争の促進	30
3) 生産性の向上	31
4) 個別物資の安定的供給	31
5) 公共料金の厳正な取扱い	31
6) 需給動向の調査・監視等	32
7) 物価高騰への対応	32
〔2〕 行政の改革と財政の改革、金融の対応	32
1 行政改革の推進	32
(1) 基本的考え方	32
(2) 行政の果たすべき役割の見直し	32

(3) 国と地方公共団体との機能分担の再検討	33
(4) 公社、特殊法人等の合理化	33
2 財政の改革	34
(1) 基本的考え方	34
(2) 財政体質の改善	34
(3) 公債の適切な管理	35
3 大量の公債発行下における金融の対応	36
(1) 基本的考え方	36
(2) 金融の自由化の推進	36
(3) 金融政策のあり方	37
[3] 国際経済社会の発展への貢献	37
1 世界経済秩序の再構築への貢献	38
2 内需中心の成長等による国際的に調和のとれた対外均衡の達成	38
3 世界経済活性化への貢献	39
(1) 貿易の拡大均衡と貿易構造の高度化等	39
(2) 地球的規模の諸問題への対応等	40
(3) 産業協力及び直接投資等の積極的推進	40
(4) 国際金融面での協力	40
4 経済協力の拡充	41
(1) 政府開発援助の積極的拡充と質的改善	41
(2) 総合的、効率的な経済協力の推進	42
5 国際化に対応した開かれた経済社会の形成	44
[4] 活力ある経済社会の建設	45
1 創造的技術開発の推進	45
(1) 施策の基本方向	45
(2) 具体的施策	45
1) 技術開発基盤の充実	45
2) 人材の育成	45
3) 基盤的・先端的技術開発の推進	46

4)	技術開発を通じた産業の活性化	46
5)	社会関連技術の振興	46
6)	国際協力の推進	47
2	産業構造の高度化	47
(1)	施策の基本方向	47
(2)	具体的施策	48
1)	産業構造の創造的知識集約化	48
a	創造的知識集約化の推進	48
b	基礎素材産業の活性化	49
2)	サービス経済化への対応	49
a	サービス供給の高度化促進	49
b	流通政策	50
3)	活力ある中小企業の育成	51
a	環境変化への対応のための施策	51
b	経営基盤充実のための施策	52
c	小規模企業対策	52
d	地域中小企業対策	52
3	農林水産業の体質強化と食料等の安定供給の確保	52
(1)	施策の基本方向	52
(2)	具体的施策	54
1)	構造政策の推進と高生産性農業の実現	54
2)	農業生産の再編成と食料の安定供給の確保	55
3)	水産業の体質強化と水産物の安定供給の確保	55
4)	食品産業の体質強化と消費者対策の推進	56
5)	林業の体質強化と木材の安定供給の確保	56
6)	農用地、森林等の国土・環境保全等の機能の高度な発揮	57
4	資源・エネルギー対策の推進	57
(1)	施策の基本方向	57
(2)	具体的施策	58

1) 在来型エネルギーの最適ミックス	58
a 石油	58
b 原子力	58
c 石炭	59
d LNG	59
e 水力及び地熱	59
2) 新エネルギーの技術開発とローカルエネルギーの活用	59
3) 省エネルギーの推進	60
4) エネルギー関連施設の立地の円滑化	60
5) エネルギー政策の国際的展開	60
6) 資金の確保	60
7) 非エネルギー鉱物資源の安定確保	61
5 地域経済の振興	61
(1) 施策の基本方向	61
(2) 具体的施策	61
1) 先端産業の地方分散の促進等	61
2) 多面的な地域産業の振興	62
3) 雇用基盤の整備	62
4) 経済的停滞地域の活性化等	63
〔5〕 国民生活の安定と向上	63
1 社会保障の整備・改革	63
(1) 施策の基本方向	63
(2) 具体的施策	64
1) 年金部門	64
2) 保健・医療部門	65
3) 社会福祉部門	65
2 豊かな教育・学術・文化基盤の形成	66
(1) 施策の基本方向	66
(2) 具体的施策	67

1) 初等中等教育	67
2) 高等教育	67
3) 学 術	67
4) 社会教育, 体育・スポーツ, 文化	68
5) 国際社会への協調と貢献	68
3 消費生活の充実	68
(1) 施策の基本方向	68
(2) 具体的施策	69
1) 消費者安全と適正な選択の確保	69
2) 消費者取引の適正化	69
3) 消費者志向体制の強化	70
4) 適切な情報の提供と消費者教育の充実	70
4 家庭を取り巻く環境基盤の充実	70
5 住宅の質的改善	72
(1) 施策の基本方向	72
(2) 具体的施策	72
1) 既成市街地の高度利用と住環境の改善	72
2) 良好な宅地供給と新市街地の開発	73
3) 良質な住宅ストックの形成と既存ストックの有効利用	73
4) 地価安定の確保と新たな開発方式の活用	74
6 環境の保全整備	74
(1) 施策の基本方向	74
(2) 具体的施策	75
1) 交通公害対策	75
2) 水質汚濁対策	75
3) 大気汚染対策	75
4) 騒音・振動対策等	76
5) 廃棄物対策	76
6) 自然環境の保全整備と快適環境の創出	76

7)	環境汚染の未然防止等	77
8)	環境問題への国際的対応	77
7	ゆとりと活力のある地域社会の形成	77
(1)	施策の基本方向	77
(2)	具体的施策	78
1)	大都市圏の整備	78
2)	地方圏の整備	79
a	定住圏の総合整備	79
b	地方都市の整備	79
c	農山漁村等の整備	79
3)	国土利用の均衡化の推進	80
4)	安全の確保	81
8	良質な交通ネットワークの形成	82
(1)	幹線交通	82
1)	高速交通網の形成	82
2)	効率的な物流ネットワークの形成	83
3)	高まる国際化への対応	83
(2)	地域交通	83
1)	大都市圏	83
2)	地方圏	84
(3)	整備コストの適正な負担と補助等	84
(4)	日本国有鉄道の再建について	84
9	社会資本の充実	84
(1)	施策の基本方向	84
(2)	分野別公共投資の重点	85
1)	安全基盤の整備	85
a	安全な国土の形成	86
b	安全な居住環境づくり	86
c	安全な経済社会の基盤づくり	87

2) 活力基盤の整備	87
a 高度なモビリティの確保	87
b 産業の活性化と技術開発の推進	89
c 高い適応能力をもった活力ある国民の育成	90
3) 快適基盤の整備	90
a 清潔な生活環境づくり	90
b 健康的で安心できる生活環境づくり	91
c 豊かで文化的な人間形成のための環境づくり	91
d ゆとりとうるおいのある生活環境づくり	92
(3) 事業の実施に当たっての検討課題	92
1980年代経済社会の展望と指針に関する経済審議会の答申	95

(總論)

I 基本的役割と考え方

1980年代は、戦後の経済社会の歩みが大きな曲り角を迎える中で、これまでに得た実りを生かしながら、来たるべき21世紀に備えた基礎を築くべき重要な時期である。

以下に示す「1980年代経済社会の展望と指針」（以下、「展望と指針」という。）は、昭和58年度から65年度（1980年代）を対象とするものである。

〔1〕 基本的役割

我が国は、自由な競争を基本原理とした市場経済を基調としている。こうした前提の下に作成される経済計画は、経済社会の全分野を詳細に規定したり、厳格にその実施を強制するものではない。

その基本的役割は、①望ましく、かつ、実現可能な経済社会の姿についての展望を明らかにすること、②中長期にわたって政府が行うべき経済運営の基本方向を定めるとともに、重点となる政策目標と政策手段を明らかにすること、③家計や企業の活動のガイドラインを示すこと、にある。

近年の我が国経済社会には、先行きに対する不透明感の高まりがみられる一方、財政の制約等の中で政策の効率化、重点化を図ることが求められている。こうした中で、上記のような基本的役割を果たしていくことは、極めて重要なものとなっている。

また、我が国の国際的地位が高まる中で、我が国が今後目指すべき道を明らかにすることは、国際的相互理解にも資するものとなることが期待される。

今日、我が国経済社会は大きな転換期に直面しており、将来には流動的な要素も多い。このため、今回の計画は、その内容を不確実性と事態の変化に弾力的に対応しうるようなものとしており、こうした性格をより明確化するため、「1980年代経済社会の展望と指針」という名称とした。

〔2〕 今回の「展望と指針」の重点

今回の「展望と指針」は、時代の転機ともいうべき大きな流れの変化の中で、長期的に取り組むべき多くの課題に直面していることを踏まえて、長期的な視野から1980年代をⅡに述べるように「創造的安定社会の構築期」と位置づけ、8年間についての経済社会の展望と政策運営の指針を示している。

今回の「展望と指針」の重点は次の4点である。

第1は、現下の最大の課題である行政の改革、財政の改革を進めることである。経済社会の発展のための新しいエネルギーを発輝できるように、行政の姿をこれからの時代にふさわしいものとしていくことは、我が国の将来への明るい展望を拓くための国民的課題であるとの認識の下に、行政の役割を抜本的に見直し、簡素化、効率化を図る。また、一段と深刻さを増している財政状況に対応して、歳出・歳入両面にわたる見直し・合理化に努め、我が国財政の健全性、弾力性を確保するための基礎固めに取り組む。

第2は、産業構造の高度化に支えられた新しい成長への歩みを進めることである。我が国は、戦後、国民の物質的豊かさへの欲求の高まりを背景に、急速な産業化を通じて重化学工業、機械産業にリードされた成長を続けてきた。今後は、技術革新の進展、価値観の多様化、良質な居住環境への欲求の高まり等を背景に、新たな経済社会のニーズに応え、ソフトの面にも支えられた成長過程を迎えていくものと考えられる。特に、エレクトロニクスを中心とした技術革新の進展、情報通信システムに支えられた情報化の進展は、国民生活をはじめとして、経済社会の各面に多様な影響を及ぼし、高度情報社会へ向けての変化を生むこととなる。80年代においては、こうした変化の方向を踏まえ、創造的知識集約化の推進等により産業構造の一層の高度化を推進する。

第3は、民間活力の役割を重視し、経済社会の発展をもたらす上で重要な要素として位置づけその活用を図ることである。市場経済を基本とする我が国においては、進取の気象に富む民間部門の活力こそが経済社会の発展の原動力であり、その十分な発揮なくしては我が国経済社会の発展はありえない。今回の「展望と指針」においては、成熟化の進行が予想される中で、技術開発の推進等によりこうした民間活力の維持・

形成を図るとともに、時代の変化の中で、政府の本来果たすべき役割を明らかにし、規制、制度の見直しや諸条件の整備により民間活力が発揮しうるような環境を整え、新たなフロンティアを広げていく。

第4は、国際協力の推進である。世界経済は、先進諸国のスタグフレーション、発展途上国の債務累積等困難な状況が続いており、多極化の進展を背景に世界経済秩序の動揺が続いている。経済的地位が高まり、貿易立国の道を歩む我が国は、経済的活力を生かして各国との協調の下に、経済協力の拡充、産業協力の推進等を通じて、国際経済社会の発展のために積極的に貢献する。

〔3〕 指針に沿った政策の実施と情勢の変化への弾力的対応

以下に基本方向が示される諸政策は、想定する内外諸条件に大幅な変更がない限り、国民の理解と協力を得つつ、政府としてその実現に努めるべきものであり、着実にその実施を図る。

上記の4点は、対象期間を通じて強力に推進すべき重点である。しかし、これらの施策は、事態の解決に早急な実施が迫られているもの、効果の発現までにかかなりの期間を必要とするものも多い。このため、特に対象期間の前半においては、行財政改革、民間活力発揮のための環境整備等を中心に、長期的視点に立って来たるべき時代にふさわしい各種の改革を進める。こうした改革を実施することは、国民各層にとっても厳しい対応を伴うものであるが、新たな発展のために避けて通ることのできない過程である。後半には、こうした成果を生かしながら、産業構造の高度化の進展と相まって、経済社会の発展につながっていくことを期する。

また、第1次石油危機以前のような高成長による問題解決が難しくなる一方、財政の制約が厳しくなっている中で、政策の実施に際しても、優先順位の厳しい見直し、各分野における諸政策の整合性の確保が要請されており、調整機能に留意していくことが必要である。

対象期間を通じて、世界経済をはじめ内外情勢はなお流動的な状況が続き、政策のあり方についてもその見直しが要請されることも予想される。こうした事態の変化と要請に柔軟に対応しうるよう、昭和65年度を最終年度とするローリング・プラン的な考え方（リボルビング・プラン）に沿って、毎年、経済審議会は、経済社会の展望と

政策運営の指針についての検討を行い、政府に報告するものとする。政府は、この報告を尊重し経済運営に反映させるよう努めることとする。

なお、この「展望と指針」に示す経済成長率等の諸数値は、その基本的な展望と政策運営を基礎としたものであり、幅を持って弾力的に解釈されるべきものである。